

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（教職員課）

一 趣旨

令和五年十月十九日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点をおいて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (三) 会計年度任用学校職員の期末手当の支給の特例を削除
- (四) 会計年度任用学校職員の勤勉手当の新設

三 施行期日

公布の日。ただし、二(四)の令和六年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び二

(四)は令和六年四月一日